

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1-ナフタレン酢酸										
評価品目の分類	農薬										
用途	植物成長調整剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	1-ナフタレン酢酸の一日摂取許容量（ADI）を0.15mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年7月24日府食第814号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.6	幼小児（1～6歳）	1.9	妊婦	0.6	高齢者（65歳以上）	0.6
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.6										
幼小児（1～6歳）	1.9										
妊婦	0.6										
高齢者（65歳以上）	0.6										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 20上)

## 1-ナフタレン酢酸(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 <sup>7</sup>	●	0.1
大豆	●	0.1
小豆類	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 <sup>8</sup>	●	0.1
ばれいしよ	●	0.1
さといも類	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 <sup>9</sup>	●	0.1
てんさい	●	0.1
さとうきび	●	0.1
だいこん類の根	●	0.1
だいこん類の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 <sup>10</sup>	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス	●	0.1
その他のきく科野菜 <sup>11</sup>	●	0.1

## 1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	●	0.1
ねぎ	●	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 <sup>12</sup>	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 <sup>13</sup>	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜 <sup>14</sup>	●	0.1
きゅうり	●	0.1
かぼちや	●	0.1
しろり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 <sup>15</sup>	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 <sup>16</sup>	●	0.1
その他の野菜 <sup>17</sup>	●	0.1
みかん	○ 0.5	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 <sup>18</sup>	○ 0.1	0.1

## 1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
りんご	● 0.5	1
日本なし	● 0.3	1
西洋なし	● 0.3	1
マルメロ	● 0.3	1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず	●	0.1
すもも	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう	○ 0.1	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 <sup>19</sup>	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 <sup>20</sup>	○ 0.1	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード <sup>21</sup>	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 <sup>22</sup>	●	0.1

### 1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス <sup>23</sup>	○ 20	0.1
その他のハーブ <sup>24</sup>	●	0.1

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

7.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

8.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

9.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

10.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

13.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

14. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
15. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
16. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
18. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
21. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
22. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフロキシストロビン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフロキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年8月1日府食第840号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジクロメホン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	オキサジクロメホンの一日摂取許容量（ADI）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第905号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ゾキサミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ゾキサミドの一日摂取許容量（ADI）を0.48mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第906号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアゾピル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアゾピルの一日摂取許容量（ADI）を0.0072mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月29日府食第926号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタフルミゾン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年2月27日付け厚生労働省発食安第0227001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタフルミゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年8月29日府食第927号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年6月26日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年9月28日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。  <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>6.4</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	6.4	幼小児（1～6歳）	8.0	妊婦	5.0	高齢者（65歳以上）	6.4
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	6.4										
幼小児（1～6歳）	8.0										
妊婦	5.0										
高齢者（65歳以上）	6.4										
施策の実効性確保措置	平成21年9月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

## メタフルミゾン（殺虫剤）

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> （改正後） ppm	現行基準 （改正前） ppm
はくさい	10	
キャベツ	5	

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセタミプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセタミプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.071mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARfD）0.1mg/kg体重/日 （平成20年8月29日府食第928号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成20年12月9日 平成21年2月3日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリルフルアニド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリルフルアニドの一日摂取許容量（ADI）を0.036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月4日府食第955号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロポキシカルバゾン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>プロポキシカルバゾンの一日内摂取許容量（ADI）を0.43mg/kg体重/日（プロポキシカルバゾンナトリウム塩として）と設定する。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成20年9月4日府食第956号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセキノシル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤(殺ダニ剤)
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセキノシルの一日摂取許容量(ADI)を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年9月11日府食第984号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプチカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプチカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年9月11日府食第985号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジアゾン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキサジアゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.0036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1017号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルボキシシ
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルボキシシの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1018号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ハロスルフロンメチル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第526号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ブプロフェジンの一日摂取許容量 (ADI) を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年5月15日府食第527号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプチカルブ（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプチカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年9月11日府食第985号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブフェノジド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305017号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	テブフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.016mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「総合評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年11月8日府食第1106号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19下)

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シロマジン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年3月31日付け厚生労働省発食安第0331002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718010号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シロマジンの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月29日府食第1174号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。</p> <p><b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		EDI / ADI(%)	国民平均	24.1	幼小児（1～6歳）	38.9	妊婦	16.5	高齢者（65歳以上）	27.5
	EDI / ADI(%)										
国民平均	24.1										
幼小児（1～6歳）	38.9										
妊婦	16.5										
高齢者（65歳以上）	27.5										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

## シロマジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.3
そば	●	0.05
その他の穀類 <sup>2</sup>	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類	○ 3	1
えんどう	●	1
そら豆	○ 3	0.05
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 <sup>3</sup>	○ 3	1
ばれいしよ	○ 0.8	0.5
さといも類	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 <sup>4</sup>	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.02
だいこん類の根	●	0.3
だいこん類の葉	●	0.3
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	5
西洋わさび	●	0.05
クレソン	● 7.0	10
はくさい	●	3
キャベツ	○ 10	5
芽キャベツ	○ 10	5
ケール	○ 10	5
こまつな	○ 10	5
きょうな	○ 10	5
チンゲンサイ	● 3	5
カリフラワー	○ 10	5
ブロッコリー	○ 1	0.5
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	○ 10	10
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	○ 3	0.5
チコリ	○ 7.0	4
エンダイブ	○ 7	7
しゅんぎく	○ 10	10
レタス	● 4	5
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	○ 7	7

## シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	● 0.1	2
ねぎ	○ 3	2
にんにく	●	0.1
にら	●	0.02
アスパラガス	●	3
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	2
にんじん	●	1
パースニップ	●	0.05
パセリ	○ 7.0	5
セロリ	○ 5	5
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	○ 7.0	4
トマト	○ 1	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	● 1	2
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 1	1
きゅうり	○ 2	0.2
かぼちや	○ 2	1
しろり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 0.5	0.2
まくわうり	● 0.5	1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	○ 1	1
ほうれんそう	○ 7	7
たけのこ	●	0.02
オクラ	○ 1	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	○ 7	5
しいたけ	● 1	5
その他のきのこ類 <sup>11</sup>	● 1	5
その他の野菜 <sup>12</sup>	● 1	4
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	●	0.05

## シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず	●	0.05
すもも	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう	●	0.05
いちご	●	0.5
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハuckleベリー	●	0.05
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	0.05
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	○ 0.5	0.3
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 1	0.02
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.08
なたね	●	0.05
その他のオイルシード <sup>16</sup>	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	●	0.05

## シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.05
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.05
その他のスパイス <sup>18</sup>	○ 7.0	4
その他のハーブ <sup>19</sup>	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.3	0.05
豚の筋肉	○ 0.3	0.05
羊の筋肉	○ 0.3	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>20</sup> (羊を除く。)の筋肉	○ 0.3	0.1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪	○ 0.4	0.05
牛の肝臓	○ 0.3	0.05
豚の肝臓	○ 0.3	0.05
羊の肝臓	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓	○ 0.3	0.1
牛の腎臓	○ 0.3	0.1
豚の腎臓	○ 0.3	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.2
牛の食用部分	○ 0.3	0.05
豚の食用部分	○ 0.3	0.05
羊の食用部分	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分	○ 0.3	0.1
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.1	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.08
鶏の腎臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.08
鶏の食用部分	○ 0.1	0.07
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.08
鶏の卵	○ 0.3	0.20
その他の家きんの卵	○ 0.3	0.2

1. ○：平成21年5月8日施行  
●：平成21年11月8日施行  
残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

#### 参考

- ・シロマジンの羊の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分として1つの残留基準値としてまとめられる。

(継続)

【農薬】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミベンコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミベンコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月20日府食第1243号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)